

北九州市景観計画（変更案）

【概要版】

北九州市では、昭和 60 年に北九州市都市景観条例を施行し、建築行為等の届出協議による景観誘導など都市景観の向上に取り組んできました。

平成 20 年には、景観法制定を受け、本市の景観形成の指針となる北九州市景観づくりマスタープラン、景観法に基づく北九州市景観計画を策定し、良好な都市景観の形成に向けた取組を進め、一定の成果をあげてきました。

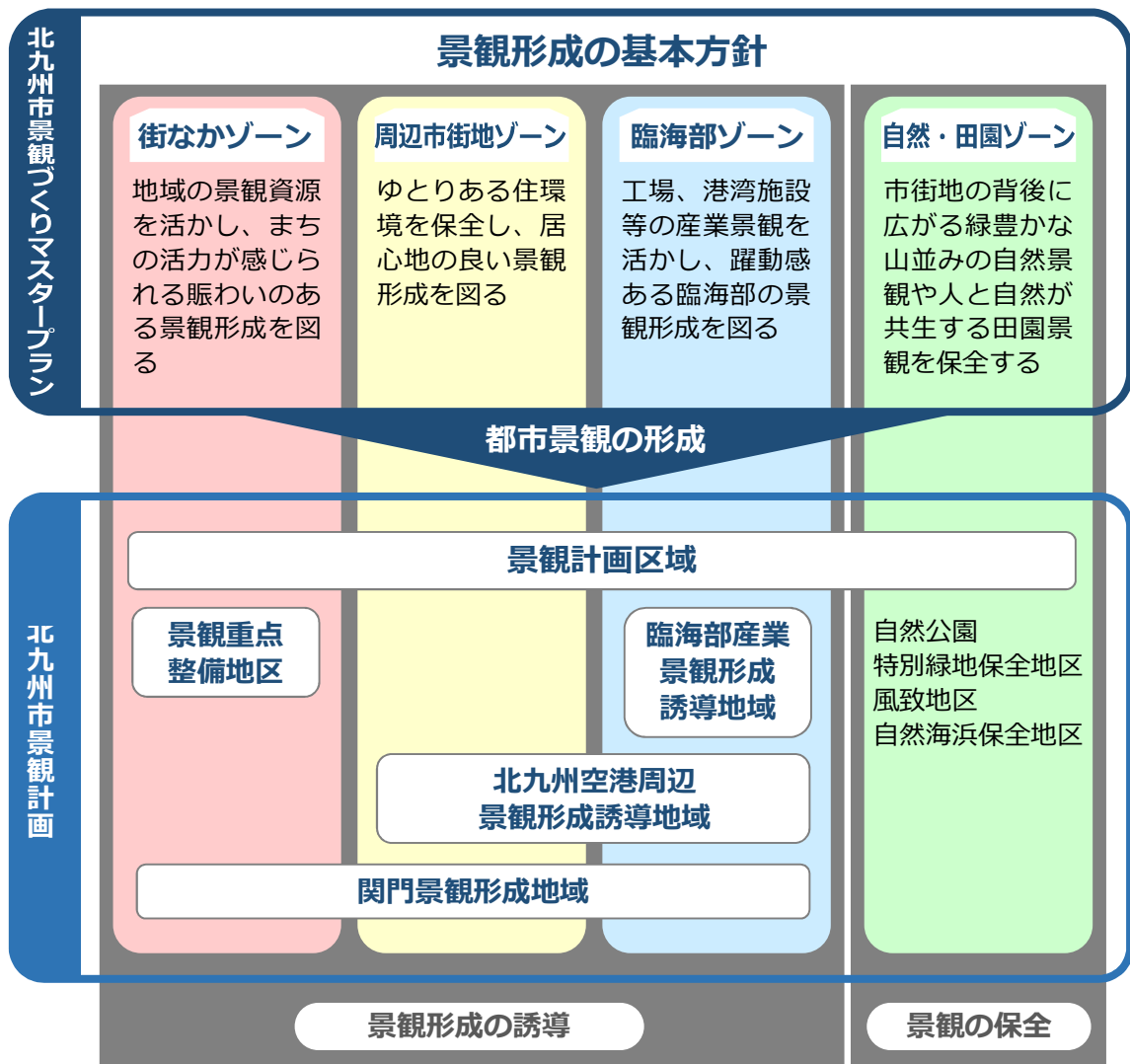
今回、平成 31 年 4 月に改定した北九州市景観づくりマスタープランに即するとともに、現状の課題等に的確に対応していくため、北九州市景観計画の変更を行います。

第1章 北九州市景観計画の基本方針と景観誘導の体系

北九州市景観計画は、景観法に基づく良好な景観形成に関する計画で、主に、建築物の新築や改築、色彩の変更等の際に届出を義務付け、景観誘導を図っていくものです。

景観形成の基本方針

本景観計画は、平成31年4月に改定した北九州市景観づくりマスタープランに即して、良好な景観の形成を図るため、「景観計画区域」、「景観重点整備地区」、「景観形成誘導地域」、「関門景観形成地域」について、景観形成の誘導を図る区域等として定めています。



景観誘導の体系（北九州市景観計画の構成）

基本方針 **第1章** 北九州市景観計画の基本方針と景観誘導の体系を示します

区域 **第2章** 北九州市景観計画の区域・地区・地域を定めます

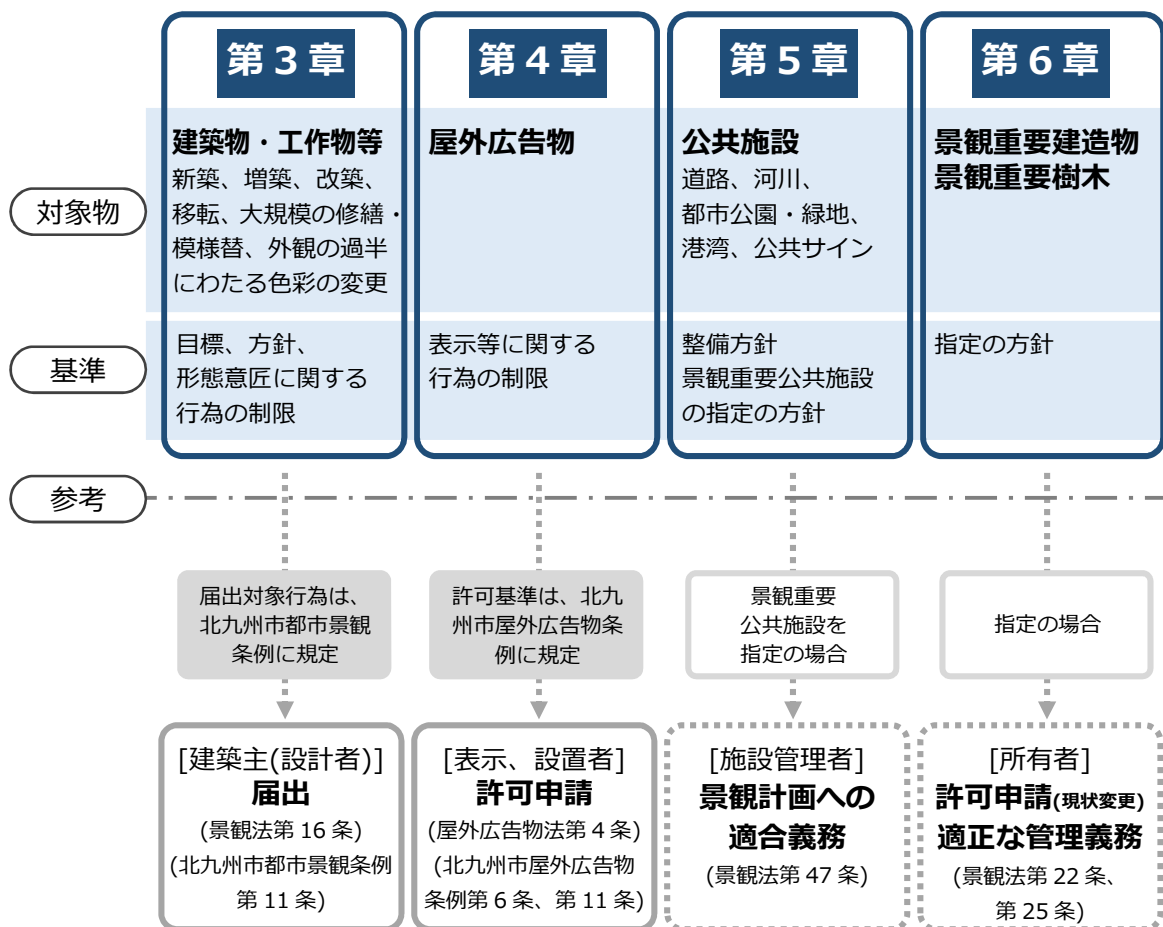
2-1 景観計画区域[市全域]

2-2 景観重点整備地区 景観形成拠点(都市景観の形成上特に重要な地区)

2-3、2-4 景観形成誘導地域 広範囲にわたり特徴的な景観を有する地域

2-5 関門景観形成地域 関門景観の形成を積極的に推進していく地域

具体的な基準を定めます



第2章 北九州市景観計画の区域等

本市は、北九州市全域を景観計画区域とし、景観計画区域内に、景観重点整備地区（10地区）、景観形成誘導地域（2地域）、関門景観形成地域を定めます。

景観計画区域 北九州市全域（地先公有水面含む）

景観重点整備地区

都市の顔づくりを進める地区、歴史や風土に根差した良好な景観が形成されている地区で、きめ細かな基準による規制・誘導等により、まちなみの景観の向上を図る地区

景観形成誘導地域

[臨海部産業]

[北九州空港周辺]

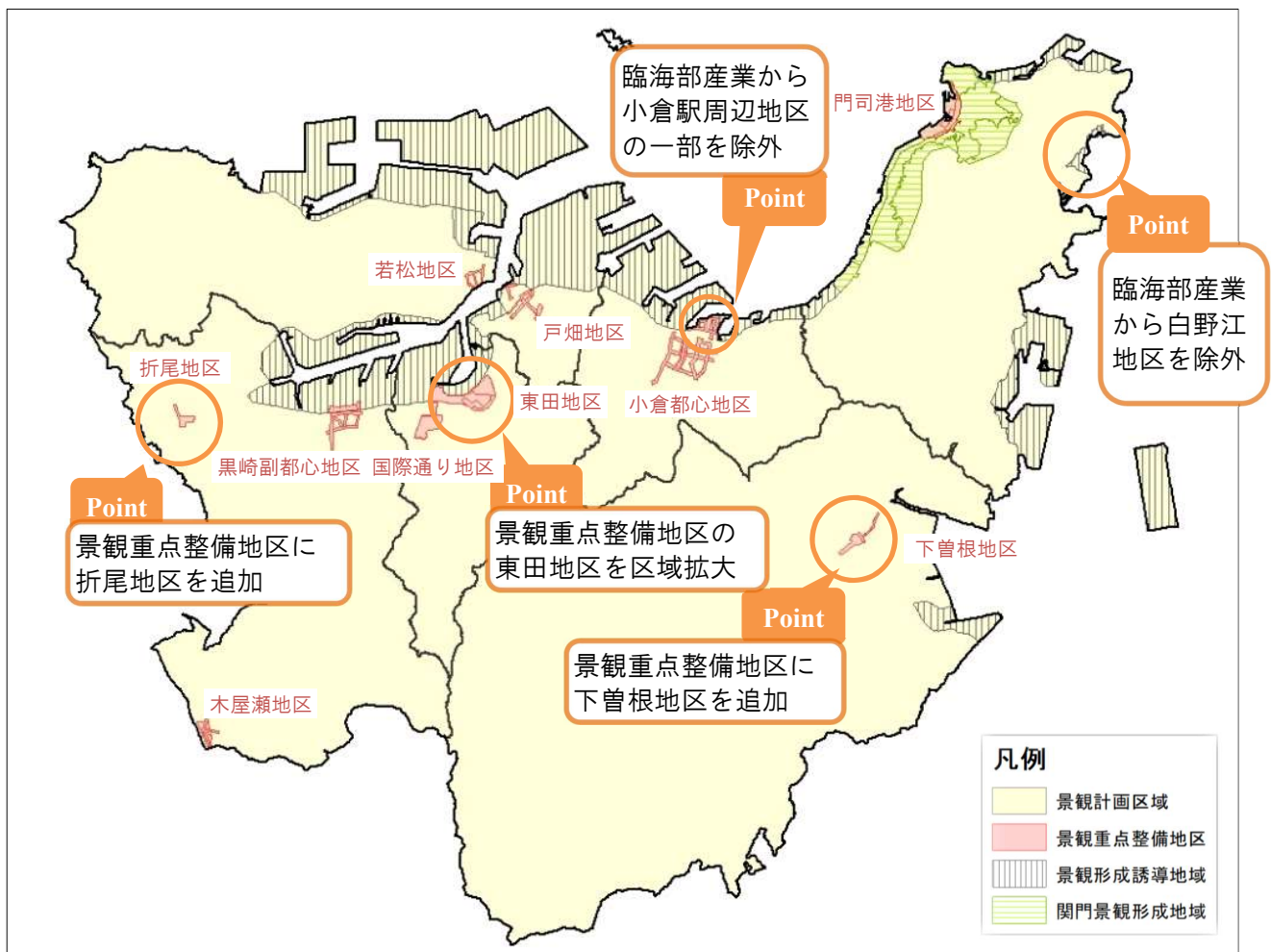
景観計画区域のうち、広範囲にわたり特徴的な景観を有する地域で、特に良好な都市景観の形成を図る必要のある地域

関門景観形成地域

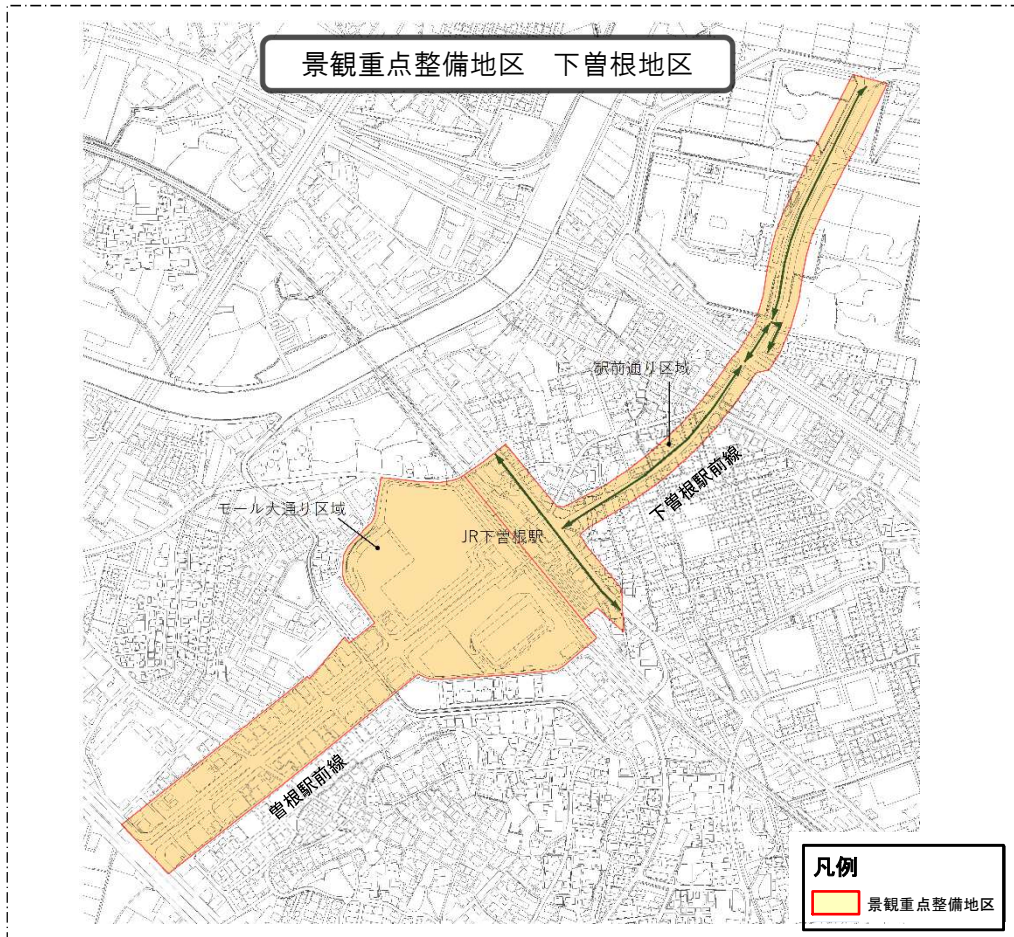
関門海峡に面し、身近に対岸を意識できる、または両岸を一体的に認識できる地域のうち、関門景観の形成を積極的に推進していく地域

Point

景観づくりMPで位置付けた景観形成拠点を指定



[参 考] 景観重点整備地区 追加指定地区の区域



第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

建築物・工作物等の具体的な対象と基準を定めるものです。

届出対象行為と対象規模

		建築物	工作物
対象行為		新築（新設）、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	
対象規模	景観計画区域	・高さ31m超 又は ・延べ面積が10,000㎡超 又は ・店舗等で延べ面積が1,000㎡超	・高さ31m超 Point 郊外型商業店舗を届出対象へ（条例改正が必要）
	景観重点整備地区	・全て	・建築確認申請を要するもの
	景観形成誘導地域（臨海部産業）	・高さ10m超 又は ・延べ面積が1,000㎡超	・高さ10m超
	景観形成誘導地域（北九州空港周辺）	・全て	・建築確認申請を要するもの
	関門景観形成地域	・高さ10m以上 又は ・延べ面積が1,000㎡以上	・高さ10m以上（建築物との合計）又は ・築造面積が1,000㎡以上

※関門景観形成地域では、「土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓」に関する行為も対象。

景観形成基準（建築物、工作物）

市民等がわかりやすく見やすいものとするため、項目の整理・基準の表現を見直すとともに、きめ細かな景観形成要素の設定や夜間景観の基準の追加、色彩基準の強化等、基準を充実します。

【建築物】

項目	景観形成要素	項目	景観形成要素
共通事項		部分	屋外階段 Point 低層部 街の賑わい向上の視点 屋上の設備
配置	地域特性への配慮	建築設備等	壁面の設備
	壁面位置		テレビ・携帯アンテナ等
高さ	スカイライン	緑化	敷地
	眺望の確保		屋根・屋上
壁面	形態・意匠	外構・その他施設	敷地・アプローチ等
	開口部		駐車場
	素材		倉庫・駐輪場・ゴミ置場等の施設
屋根・屋上	形態・意匠	夜間景観	擁壁・法面
	色彩		照明
部分	ベランダ・バルコニー		光害 Point 新たな基準を追加

【工作物】

共通事項、煙突・鉄筋コンクリートの柱等のほか、新たに携帯基地局アンテナを追加。

景観計画区域における景観形成基準【建築物】 主な変更点（抜粋）

項目	景観形成要素	景観形成基準	新旧等
■ 主な基準の見直し			
共通事項	まちなみや通りの連続性の確保	□形態・意匠を協調させるよう努める。	表現の見直し
	建築物の魅力向上	□建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観要素が持続可能で周辺景観から突出した印象とならないものとする。	
	景観資源との協調	□屋根や庇、外壁等のデザインを協調する等、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。	
■ 主な基準の強化			
壁面	色彩	メインカラー（基調色）	旧
		<p>□外壁の基調色は原則として彩度6以下とする。</p> <p>Point 鮮やかすぎる寒色系(緑・青・紫系)の使用を限定</p> <p>□暖色系(赤系R、赤黄系RY、黄系Y)は彩度6以下、寒色系(R、RY、Y以外)は彩度3以下とする。</p>	新
■ 主な追加基準			
夜間景観	照明	魅力的な夜間景観の創出	新
	光害	光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制	
		<p>□施設のライトアップを行う場合は、地域の特性に応じた魅力演出に努める</p> <p>□点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。</p>	

臨海部産業景観形成誘導地域における景観形成基準【建築物】 主な変更点（抜粋）

項目	景観形成要素	景観形成基準	新旧等
■ 主な基準の見直し			
壁面	色彩	メインカラー（基調色）	見直し
		<p>□地区ごとに定める色彩基準によるものとする。ただし、住宅、共同住宅、老人ホーム等は、暖色系(R、RY、Y)は彩度6以下、寒色系(R、RY、Y以外)は彩度3以下とする。</p> <p>Point 工場跡地等における福祉系施設等の立地増加に対応し、工場倉庫等を対象とする色彩基準の適用範囲を限定化</p>	

第4章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

都市景観を構成する重要な要素である屋外広告物について、位置、規模・形態、表示内容、色彩についての「行為の制限の基本方針」を定めます。

最近の広告物のトレンドに対応するため、デジタルサイネージに関する記述を追加。

項目	表示等に関する行為の制限
位置	・ 広告、看板を設置するための位置やスペースは、建築物の設計段階から確保し、建築物全体として、バランスのとれたものとする。
	・ 高い場所での屋上広告物の設置は極力控える。やむを得ず設置する場合は控えめなデザインとする。
規模・形態	・ 広告物の大きさ、形態は、その建築物および周辺のまちなみの景観を阻害するものとならないようにデザインを工夫する。
	・ ビルの名称等壁面を利用する広告物は、建築物壁面を下地として利用するなど、建築物と調和させる。
	・ 敷地内にまとめて共同表示するなど掲出方法についても検討する。
表示内容	・ 発光を行うものは、高輝度や点滅を繰り返す広告表現をしないよう努める。
	・ 文字・イラスト・写真などの情報量は厳選し、視認性の高いレイアウトに努める。
色彩	・ 色調は建築物全体の色彩や周辺との景観と違和感のないものとする。
	・ 基調色(広告表示面積 1/3 超の色)は、原則彩度 10 以下とする。

Point

新たに基準を追加

Point

第5章 公共施設の整備に関する方針

都市景観を構成する重要な要素である公共施設について、「整備方針」、「取組方針」、「景観重要公共施設の指定の方針」を定めます。

整備方針 公共施設である道路、河川、都市公園・緑地、港湾、公共サインを計画・設計する際の基本的な整備方針

取組方針 良好な景観形成を進めるため、国等による公共施設に関する景観形成ガイドラインを指針とするほか、景観アドバイザー等専門家の意見を活用し、取り組むこと

指定方針 景観形成を進める上で、特に重要な役割を担う施設を景観重要公共施設とする方針

第6章 景観上重要な建造物等の指定の方針

地域の景観資源を保全・活用するため、景観上重要な建造物または樹木を景観法に基づき指定するための方針を定めます。

景観重要建造物の指定方針 歴史的・文化的な価値を有する建造物や地域のランドマークとなっている建造物、公共建築物・道路等の公共施設を対象

景観重要樹木の指定方針 地域に多く植えられ地域景観の背景となっている樹木等を対象